

令和 7 年度精神科医短期研修助成事業実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

一般社団法人しまね地域医療支援センター

1 目的

島根県内で働く精神科若手医師のキャリアアップを促進し、県内の精神科医療提供体制の充実を図るため、短期研修への参加経費を助成する。

2 助成対象

「精神科医短期研修助成申請書（様式 1）」が研修日 1 か月前までに提出され、「精神科医キャリアアップ支援ネットワーク事業検討会」で審査し選考された申請について、4 の助成基準に基づき助成を行う。

3 対象者

- ① 卒後 19 年程度までの島根県内の医療機関に所属する精神科医師
- ② 島根県内の臨床研修病院に勤務する臨床研修医
- ③ 上記①②に該当しない島根県内の医療機関に所属する精神科医師については、上記①又は②の対象医師を同伴して研修に参加する場合は対象とする。

4 助成基準

対象経費	上限額
受講料	200,000 円
交通費	
宿泊費	

※ 所属医療機関等からの補助がある場合は、その額を差し引いた額を助成する。

※ 助成回数は、1 人につき 1 回／年度とする。

※ 受講料には、オンライン研修の受講料、参加費等を含む。

※ 交通費及び宿泊費の取り扱いについては、一般社団法人しまね地域医療支援センター旅費規程に基づき助成する。

5 助成金の支払い

研修修了後 1 ヶ月以内に「精神科医短期研修助成金請求書（様式 2）」及び「研修報告書（様式 3）」が提出されたものについて、事務局で内容を審査し、適切であると認められた場合は、一般社団法人しまね地域医療支援センターの規程に基づき助成金を支払う。

※ 「研修報告書」は H P 等で情報提供し、県全体でのスキルアップにつなげる。

6 助成人数

予算の範囲内とする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要の都度、別途定めるものとする。